

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 大阪府人事委員会勧告を踏まえ、給料表の改定及び単身赴任手当の月額改定その他所要の改正を行います。
- 2 新給料表への円滑な移行のための3年間の経過措置を設けます。
- 3 国の取扱いに準じ、通勤手当の支給限度額を設けます。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から施行します。